

## 重要京町家及び京町家保全重点取組地区の指定の進め方について

### (1) 重要京町家及び京町家保全重点取組地区について

- 趣のある町並み又は個性豊かで洗練された生活文化の保全及び継承を図るうえで、特に重要な京町家や区域を京都市が指定するもの
- 重要京町家及び京町家保全重点取組地区に立地する京町家については、より保全の実効性を高めるとともに、保全・継承に向けた支援策を強化する。
- 指定にあたっては、
  - ・ 京町家保全・継承審議会の意見聴取を行う。
  - ・ 指定予定の京町家や指定予定の地区に立地している京町家の所有者の方へは、事前に情報提供を行うとともに、指定後は市からお知らせする。
- 重要京町家及び京町家保全重点取組地区に立地する京町家については、解体に着手する日の1年前までに届出が必要となる。

#### 京都市京町家の保全及び継承に関する条例【抜粋】

(平成29年11月16日施行)

#### 第4章 京町家保全重点取組地区の指定

第16条 市長は、京町家が集積しており、趣のある町並み又は個性豊かで洗練された生活文化の保全及び継承を図るうえで特に重要な地域を、京町家保全重点取組地区として指定することができる。

2 市長は、京町家保全重点取組地区を指定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第22条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、京町家保全重点取組地区を指定し、又は変更したときは、これを告示しなければならない。

4 京町家保全重点取組地区の指定及び変更は、前項の規定による告示によりその効力を生じる。

#### 第5章 重要京町家の指定等

(重要京町家の指定)

第17条 市長は、趣のある町並み又は個性豊かで洗練された生活文化の保全及び継承を図るうえで特に重要な京町家を、重要京町家として指定することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の指定について準用する。

3 市長は、重要京町家を指定したときは、当該重要京町家の所在地を告示するとともに、その所有者に対して通知しなければならない。

4 前条第4項の規定は、第1項の指定に係る告示について準用する。

京町家の保全及び継承に向けた今後の方向性について（答申） 【抜粋】

(イ) 京町家が集積し、趣きある町並みが形成されている地域又は京都らしい文化が継承されている地域に立地する京町家（線や面での指定）

特に京町家が集積し、趣ある町並みが形成されている地域や、京都らしい文化が継承されている地域において、魅力あるまちづくりの資源である京町家が失われることは、当該地域の価値の継承に大きな影響を与えることになる。

そのため、こうした地域に立地する京町家については、当該地域の住民に対して、その価値をしっかりと周知するとともに、取り壊しの意向がある場合には、確実に市に届出してもらい、支援を行うことで、取り壊しを回避し、保全及び継承に繋げていく必要がある。

(区域の指定)

- ・ 京町家が集積し、趣ある町並みが形成されている地域や、京都らしい文化が継承されている地域を、線・面的な区域として指定することとする。
- ・ 区域の指定に当たっては、有識者等により構成する審議会において、別途審議し、意見を聴いたうえで、京都市が決定するものとする。
- ・ 区域指定の対象として、制度開始の段階では、京町家が集積し、趣のある町並みが形成されている地域に該当する区域として、京都市市街地景観整備条例に基づく区域指定がされている「歴史的景観保全修景地区」や「界わい景観整備地区」などが想定されるが、具体的には、新たな条例に基づき設置される審議会において審議するとともに、制度の運用状況も検証しながら、指定区域を順次拡大していくことも視野に入れて、制度設計する必要がある。

(ウ) 景観の形成又は文化の継承に重要な京町家（単体指定）

特に景観の形成又は文化の継承に重要な京町家は、単体で存在感があるとともに、立地する地域のシンボリックな存在で、魅力あるまちづくりの資源として欠かせないものであることから、これが失われることは、京都にとって多大な損失となる。

そのため、景観の形成又は文化の継承に重要な京町家については、常日頃から、所有者の意向を把握するとともに、取り壊しの意向がある場合には、確実に市に届出してもらい、所有者のニーズに合った支援を的確に行うことで、取り壊しを回避し、保全及び継承に繋げていく必要がある。

(個別の指定)

- ・ 景観の形成又は文化の継承に重要な京町家については、個別に指定を行うこととする。
- ・ 指定に当たっては、有識者等により構成する審議会において、別途審議し、意見を聴いたうえで、京都市が決定するものとする。

## (2) 検討の進め方

- 重要京町家及び京町家保全重点取組地区の指定基準(案)について、京町家保全・継承審議会において検討を行い、指定基準を作成する。
- 重要京町家及び京町家保全重点取組地区の指定については、京町家保全・継承審議会の中に指定に関する部会を設置し、指定基準に基づいた審議を行う。
- 平成30年5月から、京町家の解体に係る届出が施行することから、平成29年度においても、可能な限り指定を行う。
- 京町家保全重点取組地区の指定については、指定候補地区の調査を伴うことから、一定の調査期間を要するため、平成29年度においては、個別の指定である重要京町家の指定を先行して行う。
- そのため、先行して重要京町家に係る指定基準(案)について検討を行い、指定基準を策定する。
- また、平成29年度内の指定候補については、既往の調査資料が整っている文化財保護法、景観法、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、京都市市街地景観整備条例等に基づき指定、登録された京町家を対象とし、そのうち指定基準を満たすものについて指定を行う。
- 平成30年度以降は、順次、指定基準を満たす京町家を指定候補として抽出し、諮問調書を作成のうえ、指定に関する部会に意見聴取を行う。
- また、京町家保全重点取組地区に係る指定基準(案)についても、京町家保全・継承審議会において検討を行い、指定基準を策定し、これに基づき指定候補地区の調査を行ったうえで、順次指定を行う。